

第7次美郷町子ども読書活動推進計画

美郷町教育委員会

1 趣旨

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、子どもが読書に親しむ機会の提供と、読書環境の整備・充実を図り、全町的に読書活動を推進するため策定するものである。

2 基本方針

（1）家庭、地域、学校等及び関係機関の連携・協働

子どもが読書に親しむ機会の充実を図るため、それぞれの役割を果たすことができるよう、推進体制の整備に努める。

（2）読書環境の整備・充実

子どもが自主的に読書活動できるよう、乳幼児期からの子どもの発達段階に応じた適切な読書環境の整備・充実に努める。

（3）子どもの読書活動の普及・啓発

全町的に読書活動を推進するために、子どもの読書活動の意義や重要性について、町民の方々の理解を一層深めるよう普及・啓発に努める。

3 具体的内容

（1）家庭

- ・ 町は、司書や図書館職員、ボランティアなどを講師として、乳幼児の保護者に読み聞かせ方法等について学習する機会を提供する。
- ・ それぞれの家庭で読書を楽しむ「家庭で読書」の普及に努める。また、町立図書館作成のリーフレット「絵本よーいどん！！」の配布などお薦めの本の紹介を行う。
- ・ 家庭では、読み聞かせの時間を設けたり、一緒に図書館に出向いたりすることで、日常生活の中で本に触れることのできる機会をつくる。

（2）地域

- ・ 町は、読み聞かせに関する学習の機会を提供し、読み聞かせボランティアの養成並びに資質の向上を図る。
- ・ 町立図書館では、子どもの発達段階に応じたコーナーを設け、本に親しみやすい環境をつくる。また、図書の貸出のほか、読み聞かせやおはなし会の実施、推薦図書の展示等、子どもの読書活動を推進する。

- ・ 町立図書館は、学校等と連携し、児童生徒が多くの本に触れ、学びの機会を増やすことのできる環境を整備する。

(3) 学校等

- ・ 幼稚園、保育所では、絵本コーナーを設け、絵本等を充実するなど、子どもがいつでも絵本に触れることができる環境をつくる。また、子どもの発達段階に応じた適切な絵本を選び、読み聞かせ等を行う。
- ・ 全教職員が子どもの読書活動の重要性について共通した認識をもち、読書指導にあたる。また、司書教諭や図書主任が中心となって、全教職員を対象に、読書指導や学校図書館及び町立図書館を利用した学習指導についての研修を行う。
- ・ 「学校図書館図書標準」を踏まえ、学校図書館の図書等の計画的な整備・充実を図る。

4 計画の推進

- ・ 美郷町における子どもの読書活動に対し、家庭・地域・学校等が協力、連携して推進されるよう計画的に取り組む。
- ・ 町立図書館と学校等が積極的に情報交換し、学校等への団体貸出など、子どもが図書館を有効に活用できる体制づくりを行う。
- ・ ホームページや広報誌等を利用して子どもの読書活動に関する情報発信に努める。
- ・ 町立図書館では、「子ども読書の日」、春の「こどもの読書週間」、秋の「読書週間」にあわせて、読み聞かせやおはなし会、推薦図書の展示等、各種イベントを開催して読書の楽しさを伝える。

5 計画の期間	平成17年度から19年度までの3年間
	平成20年度から22年度までの3年間
	引き続き、平成23年度から25年度までの3年間
	引き続き、平成26年度から28年度までの3年間
	引き続き、平成29年度から31年度までの3年間
	引き続き、令和2年度から令和4年度までの3年間
	引き続き、令和5年度から令和7年度までの3年間

附則 本計画の策定日 平成17年6月27日